

# 後見DE貢献<sup>®</sup>

～IKUKOのつぶやき～



All For One

2022年5月1日

発行所  
オールフォーワングループ

国松司法書士法人  
行政書士国松偉公子事務所  
オールフォーワン土地家屋調査士事務所

〒1850021

東京都国分寺市南町三丁目22番2号  
ゼルコバビル4階

TEL 0423000255 fax 0423000256

office@kunimatu.jp

季節の移ろいは早いものです。桜の満開もあつという間に過ぎ、ハナミズキなど春を彩り咲き誇る花々が私たちの目を楽しませてくれました。世の中で何が起こっていても、花々は毎年同じように咲いてくれます。そのけなげな姿に慰められる方も多いのではないのでしょうか。

「後見はビジネスか、ミッションか」成年後見に携わる者の課題として、このような問いかけがあります。ビジネスと捉えるのであれば、いかに効率的にたくさんのご本人を支えるか、ということにフォーカスされます。一方でミッションと捉えれば、どんなご本人でもどんな環境で生活されていても引き受けなければならない、という方向性になります。

私もこの課題に22年間向き合ってきました。今回はどちらかというミッションと捉えられる案件をご紹介します。ご本人の希望をかなえ、残存能力の最大限の活用をして、健常者と同じレベルの暮らしが出来るようなお手伝いをする、それは私たちサポートする側のやりがいにもなっているのです。



IKUKO

## IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識

成年後見制度は、①本人の財産を適正に管理する ②本人の生活を援助する ③本人に関する様々な問題を解決するために利用するものです。そのためには、関係する各機関との連携がとても大切になります。

**事例ア) Aさんは(被保佐人)介護保険や障害者への公的支援の制度を使って援助を受けながら自宅で一人暮らしをしています。Aさんからお墓参りに行きたいと要望があったケースでは・・・**

- ◆これまでの対応(※霊園やお寺への問い合わせ含む)について保佐人である当方が確認
- ◆援助の制度を使って、当日の付き添いは可能かどうか等ケアマネージャーへ確認
- ◆体調に不安がある場合は、外出について訪問看護の担当者やかかりつけ医へ相談、確認
- ◆出かける際にかかる費用やスケジュールについてケアマネージャーと確認し、付き添いのヘルパーの方を手配頂く

等等、必要なやり取りをしながら、各関係者が協力して計画を立案し、Aさんが無理なく安心してお墓参りに向かえるように準備します。

**事例イ) Bさんは(成年被後見人)グループホームで生活しながら、福祉作業所へ通所しています。居住地と通所施設が離れた場所にあり、ひとりで公共交通機関を乗り継ぎ通うことが難しいというケースでは・・・**

送迎してもらえるタクシー会社を探して、毎月の利用スケジュールに合わせて定期利用ができる契約を結びました。都内の福祉タクシーを運用している会社であっても、このような特殊な利用契約ができる会社は、まだ少ないのですが、この時も事情を理解した上でBさんが安心して利用できるようにご配慮頂くことができました。もちろん、グループホームと通所施設の担当の方へ連絡をしてスケジュールを共有してご本人をフォローします。

身上保護の観点では、ご本人の能力の失われた面にとらわれるのではなく、**現在残っている能力に着目し、障害のある方が、自分らしく生活を送るためには、そのような能力を最大限に活用することが必要である**と考えることが大切です。

### YouTube

国松偉公子の  
相続相談室  
(\*^o^\*)



### ★LINE★ 国松司法書士法人

新アカウント！  
友だち登録を  
どうぞよろしく！



**ご存知でしたか？～国松司法書士法人が家庭裁判所の後見人及び後見監督人名簿に登載されました～  
(2022年3月28日付承認)**

司法書士は第三者後見人の中でもっとも多く家庭裁判所より選任され、後見業務を行っています。1999年12月、日本司法書士会連合会が中心となり、司法書士を正会員として「公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート」を設立しました。

日本最大規模の専門職後見人の公益法人です。被後見人と直接関わりながら「身上監護」と「財産管理」を行うほか、後見人としての倫理や法律・医療・福祉等幅広い後見に関する知識・技能を身に付けるための研修をはじめとして、成年後見制度の普及・啓発を推進しています

